

安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務に係るプロポーザル方式による
業者選定実施公告

安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務について、プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

安芸市長 西内 直彦



1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務

(2) 業務の目的

本施設は、市街地に隣接し広い駐車場を有するなど利便性の高い立地にあり、交流拠点としての活用可能性を有しているため、本調査では施設の継続可能性を含め、用途転換や跡地活用を含めた利活用の可能性について、官民連携手法の導入を視野に検討を行うものである。

(3) 業務内容

別途定める「安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

なお、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、企画提案書「適切な事業手法の選定について（様式第10号）」の評価点が高い参加者を受託候補者として選定する。参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するというのではなく、候補者と安芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第167条の6第1項第2号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、14日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて安芸市と交渉を行うことができるものとする。

3 参加者の資格

参加者の資格要件は(1)～(9)の全てを満たす者とする。

- (1) 過去5年間に於いて、地方自治体又はその他の公共団体が発注する施設再整備に係るPPP/PFI手法における民間活力導入可能性調査業務及びPFI アドバイザリー業務又はその他類似する業務について、地方公共団体から元請けとして受注した実績があること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、本市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること又は現に登録がない者で、参加申込書の提出時点において入札参加資格者名簿登録の申請中であり、本件契約手続き開始までに登録が完了する者であること。
- (3) 「別添仕様書 3. 業務内容」の事業を実施できる事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、国、高知県、安芸市及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (7) 法人格を有する団体であり、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 共同事業者として複数の法人が応募することもできるが、その場合は、次の事項に留意すること。
 - ① 共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定めること。優先交渉権者の選定後の協議は代表事業者と行うこととする。なお、代表事業者の変更は、原則として認めない。
 - ② 共同事業者を構成する法人は、上記(2)～(8)については要件をすべて満たし、(1)については、共同事業者を構成する法人のいずれかが要件を満たし、かつ(1)の要件を満たす法人から2名以上が業務実施時に直接参加する業務実施体制を構築すること。
 - ③ 契約の締結にあたっては、代表事業者を契約の相手方とする。
 - ④ 同一事業者が複数の共同事業者の構成員を兼ねることはできない。
 - ⑤ 代表事業者の出資比率は構成員中最大であること。また、構成員の最小出資比率は2社の場合40%、3社の場合30%とする。

4 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、別途定める「安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務に係るプロポーザル実施要領」を確認のうえ、参加申込書にて申し込みすること。

- (1) 提出方法：持込又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- (2) 提出期限：令和8年6月17日（水）17時まで
- (3) 提出先：〒784-8501 安芸市土居82番地1 安芸市健康介護課（担当：岡村・小松）

5 企画提案書の作成方法

別に定める「安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務に係るプロポーザル実施要領」のとおり。

6 審査方法

別に定める「安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、参加者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。

7 日程

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年6月5日(金) |
| (2) 参加申込書受付期間 | 令和8年6月5日(金)～6月17日(水) |
| (3) 質疑受付期間 | 令和8年6月5日(金)～6月12日(金) |
| (4) 質疑回答期限 | 令和8年6月16日(火) |
| (5) 参加資格結果通知 | 令和8年6月18日(木) |
| (6) 提案書提出期限 | 令和8年7月1日(水) |
| (7) プレゼンテーション実施 | 令和8年7月6日(月)(予備日7月10日(金)) |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年7月13日(月) |
| (9) 契約締結 | 令和8年7月中旬【予定】 |

8 その他留意事項

詳細は、安芸市「元気風呂」官民連携導入可能性調査業務プロポーザル実施要領、仕様書等による。